

## 議長諮問項目について

No	項 目	諮問内容	議長案
1	発言の許可について	本会議での発言許可について、発言する場合は挙手をして番号を言っていただくことが大事と考える。会議規則でも自席番号を告げることとなっている。この点について、共通認識をした方がよい。	会議規則第42条第2項の「起立して」を「挙手して」に改正し、その他の規定は、現行のままとする。
2	請願受付の締切日について	請願の締切日が開会日の前日で、開会日の議会運営委員会で突然請願を目にし、その日の本会議で上程する流れとなっている。このことについて、もう少し余裕を持たせるような議会運営にできないか。	請願の受付締切時間は変更せず、本会議の上程日を代表質問初日とする。  議員には、開会日の議会運営委員会で配付することで、事前に議員への周知が図れる。
3	理事者主催事業の本会議場使用について	議会が関わらないような行事について、簡単に本会議場を利用できるとなると議会の権威がなくなる。議場の威厳と権威を大事にするため、議場を使う場合には、しかるべき経緯を通して使用するルールをきちんと作っておいた方がよいと考える。	議会も積極的に関わる事業に使用を認めるなど議場使用を認める基準を明確にする。

【現在の状況について】

No	項 目	現 状
1	発言の許可について	<p>【奈良県議会会議規則の規定】            第42条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。            2 前項の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自席の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。</p> <p>【本県議会での取扱い】            H26.5.19の各派連絡会において、「共産党議員から本会議で発言許可を求める場合の「議長、○番」と番号で呼ぶ言い方に違和感があるとの発言に対し、協議の結果、現行のままで問題はない。違和感等感じるのであれば、各自の判断で名前も併せて発言することで了とする。」とされた。その後H26.6定例会では、日本共産党の今井議員、小林議員は、「議長」と呼び発言許可を求めている。</p>
2	請願受付の締切日について	<p>【請願の受付から上程までの流れ】            開会日前日の17時15分まで受付            ↓            開会日の議会運営委員会で請願要旨を配付            ↓            開会日の本会議で上程、所管委員会へ付託</p>
3	理事者主催事業の本会議場使用について	<p>【今年度本会議場使用事業】</p> <p>①「1日こども知事」体験事業（H24～）            県内に在住する小学校5・6年の小学生に、知事の仕事体験し、県政への興味を持ってもらうために実施。            当日は正副議長と総務警察委員会の正副委員長が出席。</p> <p>②「県内大学生が創る奈良の未来事業」（H24～）            県内の大学に在籍する学生から、政策提案を募集し、公開コンペ方式により選ばれた提案を事業化することを目的に実施。</p> <p>③「ムジークフェストなら」議場コンサート（H25～）            県内のさまざまな施設でコンサートを開催するに伴い議場で聴く音楽会を開催。</p> <p>※高校生議会（主催：奈良県議会、奈良県、奈良県教育委員会）</p>